

第一 詳細の内容

第二 労働者

第三 労働者

第四 労働者

第五 労働者

一、江蘇省の労働者
 二、江蘇省の労働者
 三、江蘇省の労働者
 四、江蘇省の労働者
 五、江蘇省の労働者

第六 災害扶助責任保険

社會局案ニ對シテ

一、即日ヨリナスコト

ニ、スベテヲ強制加入セシムルコト

以下省略

實行方法

總同盟 社民黨ニ提案シ議會ニ街頭ニ楯運動ヲ起スコト

該件ハ滿場一致ニテ可決シタ

△最低賃銀法制定ニ關スル件

本部提出

説明者 金正 米吉